

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第45号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条市民経済部市民課第28号中「通知カード」を「個人番号の通知」に改め、同部産業活性化課中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中第4条市民経済部市民課第28号の改正規定は公布の日から、同部産業活性化課中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第28号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は令和2年9月1日から施行する。